

沖縄の新特区制度に関する御案内

平成 26 年 4 月
内閣府沖縄政策担当

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は沖縄振興に格別なる御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度は、沖縄の新たな特区制度について、御案内を申し上げたく、御連絡をさせていただきました。

沖縄には、国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区など、沖縄振興特別措置法に基づく「特区制度」が設けられており、これらの特区では、一定の条件の下で、投資税額控除（最大 15%）、特別償却（最大 50%）、所得控除（40%）といった極めて大きな税制優遇措置などを受けることができます。

一方で、これまでの税制優遇措置に対しては、企業の皆様などから、「活用の前提となる各種要件を満たすことが難しく、使い勝手が悪い」等の御指摘もいただいております。そこで、今般、各特区制度について抜本的な見直しを行い、平成 26 年度より、大幅に要件を撤廃・緩和した新たな特区制度をスタートすることと致しました。

つきましては、新たな特区制度の内容につきまして、別紙の通り御案内申し上げますので、是非御高覧下さいますようお願い申し上げます。また、これらの特区に御関心をお持ちいただいた皆様には、より詳細な御説明を差し上げたく存じますので、宜しければ、下記連絡先まで御連絡をいただければ幸いです。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
参事官（産業振興担当）室 石丸、溝上

TEL : 03 - 3581 - 5717

沖縄の特区・地域制度の大幅拡充

沖縄には、他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置がある。平成26年度には、下記の特区・地域制度の抜本的な改善がなされ、使い勝手が大幅に向上した。

特 区

地 域

【経済金融活性化特区】

県内の1地域を指定
(現行の金融特区は名護市)

(対象業種)
現行の金融業
⇒知事の設定する産業に拡大

※下記その他、大幅緩和したエンジェル税制の適用あり

【国際物流特区】

現行は那覇地区、中城湾港新港地区、那覇空港地区、那覇港地区の4カ所
⇒知事が地区指定

(対象業種)
製造業、こん包業、倉庫業等
⇒航空機整備業を追加

【情報通信産業振興地域】

【情報通信特区】

那覇・浦添地区、名護・宜野座地区、うるま地区
⇒知事が地区指定

(対象産業)
データセンター、プロバイダ、バックアップセンター等
⇒情報通信機器相互接続検証事業を追加

24市町村
⇒知事が地域指定

(対象産業)
情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等

【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】

沖縄県内全域

(観光関連施設)
スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設
⇒対象施設の床面積要件等を撤廃等

(産業イノベーション対象業種)
製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、商品検査業等

措置の概要

<所得控除(特区のみ)>

40%、10年間

(右の投資税額控除等との選択制)

※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり

※ 常時使用従業員数要件は大幅に緩和

<投資税額控除等(特区・地域共通)>

●機械等15%、建物等8%

対象資産の下限取得価額を大幅引下げ
(1000万円超⇒100万円超等)

●特別償却(機械等50%、建物等25%)

※ 経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。所得控除、投資税額控除との選択制

<その他の支援措置>

- 名護市、うるま市等に各種のインキュベーション施設、分譲地・賃貸工場を用意
- 事業税、不動産取得税、固定資産税等の軽減措置
- 沖縄 - 本土間の情報通信費の支援
- 沖縄若年者雇用促進奨励金等の支援
- 沖縄振興開発金融公庫による低利融資